

令和4年3月1日

建設業者 様

豊田市長 太田 稔彦  
豊田市事業管理者 前田 雄治  
(公 印 省 略)

## 建設工事における入札契約制度の見直し等について（お知らせ）

平素は入札契約事務に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

令和4年4月1日からの入札契約制度については、下記のとおりとさせていただきます。建設業者の皆様におかれましては見直し内容等について御承知おきいただきますとともに、御理解と御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 豊田市公契約条例の施行について

##### (1) 豊田市公契約条例とは

本市では、令和4年4月1日から「豊田市公契約条例」（以下「条例」という。）を施行します。

この条例は、公契約の適正な履行、労働環境の確保及び地域経済の活性化を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的とするものです。条例の詳細につきましては、豊田市ホームページを御覧ください。

〈トップページ〉 事業者向け情報〉 契約〉 豊田市公契約条例について〉

##### (2) 基本方針

条例では、次に掲げる事項を公契約に係る施策の実施に当たっての基本方針としています。

- ア 入札、契約の過程及び契約の内容の透明性並びに競争の公平性を確保すること
- イ 談合その他の不正行為の排除を徹底すること
- ウ 公契約の適正な履行を確保すること
- エ 労働者の適正な労働環境を確保すること
- オ 地域経済の活性化に配慮すること

##### (3) 主な変更点

条例の施行に伴う主な変更点は以下のとおりです。なお、手続の詳細等については「豊田市公契約条例の手引」を御覧ください。

- ア 一部の工事請負契約において「労働環境取組報告書」の提出が必要になります。
  - ・対象となる工事：特定公契約に該当する工事（予定価格1億5千万円以上）

- ・提出する者：①特定受注者（市と特定公契約を締結する者。いわゆる元請業者）  
②①と下請契約を締結する者（いわゆる一次下請業者）  
※①と②を合わせて「特定受注者等」と言います。

イ 標準型及び簡易型総合評価方式の評価項目を一部変更します。

「労働環境取組報告書」を提出いただくことにより、労働者の適正な労働環境が確保されていることを確認できるようになるため、「賃金水準等に関する提案」のうち、「労働者への賃金の支払」と「労働条件の向上」を廃止し、「雇用の創出」に関する提案のみを評価項目とします。

各方式の評価項目及び加算点の変更内容は以下のとおりです。

### <標準型総合評価方式>

変 更 前	変 更 後
<p>ア 対象工事 総合的な性能・機能、社会的要請等の提案、施工計画、企業の技術力及び信頼性・社会性を一体として評価することが妥当と認められる工事で特に技術提案を求めることが必要な工事について標準型総合評価方式を実施する。</p> <p>イ 評価項目及び配点（<u>60点</u>～<u>80点</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案、施工計画：10点～20点</li> <li>・市内経済活性化策等の有効施策の提案：5点～10点</li> <li>・賃金水準等に関する提案：10点</li> <li>・企業の技術力、信頼性・社会性：15点～20点</li> <li>・施工体制評価：20点</li> </ul>	<p>ア 対象工事 総合的な性能・機能、社会的要請等の提案、施工計画、企業の技術力及び信頼性・社会性を一体として評価することが妥当と認められる工事で特に技術提案を求めることが必要な工事について標準型総合評価方式を実施する。</p> <p>イ 評価項目及び配点（<u>53点</u>～<u>73点</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案、施工計画：10点～20点</li> <li>・市内経済活性化策等の有効施策の提案：5点～10点</li> <li>・雇用の創出に関する提案：3点</li> <li>・企業の技術力、信頼性・社会性：15点～20点</li> <li>・施工体制評価：20点</li> </ul>

### <簡易型総合評価方式>

変 更 前	変 更 後
<p>ア 対象工事 原則、設計金額1億5千万円以上の工事で、簡易な施工計画、企業の技術力及び信頼性・社会性を一体として評価することが妥当と認められる工事を対象に実施する。ただし、施工計画における技術提案を求めることが困難であるなど特別な理由がある場合については、特別簡易型総合評価方式又は価格競争により実施する。</p> <p>イ 評価項目及び配点（<u>55点</u>～<u>60点</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画：10点</li> <li>・賃金水準等に関する提案：10点</li> <li>・企業の技術力、信頼性・社会性：15点～20点</li> <li>・施工体制評価：20点</li> </ul>	<p>ア 対象工事 原則、設計金額1億5千万円以上の工事で、簡易な施工計画、企業の技術力及び信頼性・社会性を一体として評価することが妥当と認められる工事を対象に実施する。ただし、施工計画における技術提案を求めることが困難であるなど特別な理由がある場合については、特別簡易型総合評価方式又は価格競争により実施する。</p> <p>イ 評価項目及び配点（<u>48点</u>～<u>53点</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画：10点</li> <li>・雇用の創出に関する提案：3点</li> <li>・企業の技術力、信頼性・社会性：15点～20点</li> <li>・施工体制評価：20点</li> </ul>

ウ 労働者は、従事する特定公契約に係る特定受注者等の法令違反などについて、市に対して申し出ることができるようになります。

※特定受注者等は、労働者の申出に関することを提示等により労働者に周知することが必要です。

エ 下請負者等を選定するときは、市内事業者を積極的に活用してください（特定公契約に限りません。）。

※市は公契約の発注にあたって、市内事業者の受注機会の確保に努める義務を負います。

## 2 総合評価方式の評価項目の新設について

建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善のため、本市ではこれまで週休2日制工事を試行実施してまいりましたが、令和4年度から本格的に実施することといたします。

つきましては、週休2日制工事（土木系）の取組を推進するため、令和4年度から取組証※を発行し、令和5年度から総合評価方式の評価項目に追加し、加点します。なお、週休2日制工事（土木系）の詳細につきましては、「週休2日制工事（土木系）の本格実施について（通知）」を御覧ください。

※取組証は、週休2日制工事（土木系）に取組み、取得率28.5%以上を達成した場合のみに発行され、工事検査結果通知書の検査結果欄に記載することで代えるものとします。

### 【評価項目の構成】（令和5年4月1日以降の公告分から）

評価項目		標準型	簡易型	簡易型	特別簡易型	特別簡易型	項目の 上限点数
		J V	J V	単独	(技術力型)	(地域型)	
企業 の 技 術 力	企業の施工実績（過去の施工実績）	3	3	3	2	2	3 (特簡2)
	企業の施工実績（該当技術表彰）	2					2 (技術1)
	企業の施工実績（優良業者の認定（2年連続））		2	2		2	
	企業の施工実績（優良業者の認定）	1	1	1	1	1	
	企業の施工実績（週休2日制工事）	1	1	1	1	1	
	企業の施工実績（豊田市工事成績85点以上）					2	2
	企業の施工実績（豊田市工事成績75点以上）					1	
	技術者の能力（過去の施工実績）	3	3	3	2		3 (技術2)
	技術者の能力（豊田市工事成績85点以上）					2	2
	技術者の能力（豊田市工事成績75点以上）					1	
配置予定技術者（若年又は女性）						1	1
満点		8	8	8	9	5	

ア 加点を受けるためには、発注工事と同業種の工事での取組証を提出してください。

イ 提出していただく取組証は、豊田市又は豊田市上下水道局が発行した取組証に限ります。

ウ 加点を受ける年度の前年度に発行された取組証が加点対象となります。例えば令和5年度に加点を受ける場合は、令和4年度に発行された取組証を提出してください。

### 3 工事の公告予定日について

令和4年度の公告日は下表のとおり予定していますが、記載のない日に公告する場合や記載があっても公告しない場合がありますので、必ずあいち電子調達共同システムで御確認ください。また、あいち電子調達共同システムの掲載は、原則、午後3時を予定していますが、変更になる場合がありますので、御了承ください。

月	日にち(曜日)				
4月	5日(火)	12日(火)	26日(火)		
5月	10日(火)	17日(火)	24日(火)	31日(火)	
6月	7日(火)	21日(火)	28日(火)		
7月	5日(火)	12日(火)	20日(水)	26日(火)	
8月	2日(火)	16日(火)	23日(火)	30日(火)	
9月	13日(火)	21日(水)			
10月	4日(火)	12日(水)	18日(火)	25日(火)	
11月	1日(火)	8日(火)	15日(火)	22日(火)	29日(火)
12月	13日(火)	20日(火)			
1月	11日(水)	17日(火)	24日(火)	31日(火)	
2月	7日(火)	14日(火)	28日(火)		
3月	7日(火)	14日(火)	22日(水)	28日(火)	

#### 【問合せ先】

総務部契約課 工事担当 電話 0565(34)6616(直通)  
上下水道局総務課 庶務担当 電話 0565(34)6653(直通)